

20101118_銀座農業政策塾_議事録「今、なぜ都市農業に注目するのか!？」

日 時：2010年11月18日(木) 19:00-21:00

場 所：東京・銀座 銀座会議室

テーマ：「今、なぜ都市農業に注目するのか!？」

発表者：蔦谷栄一氏(農林中金総合研究所特別理事)

参加者：参加者 28人(発表者除く)

(農業生産法人役員、農家、シンクタンク研究員、マスコミ、会社員、公務員、NPO法人理事長、大学生、行政書士、司法書士など)

塾長から開会挨拶、銀座農業政策塾の趣旨、今回ミーティング趣旨

参加者からのコメント：

- ・役所にて、都市農業を担当しています
- ・都市近郊にて、6万坪の耕作放棄地を借りて野菜栽培をしています

発表：「今、なぜ都市農業に注目するのか!？」

蔦谷栄一氏(農林中金総研特別理事)

※都市農業の話の前に、

まず、TPP(環太平洋経済連携協定)についてのメモについてコメントがありました。

1. TPPの概要

- ・Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement
- ・交渉参加国は、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、ペルー、ベトナム、シンガポール、チリ、ブルネイ、マレーシアの9カ国
- ・例外品目を認めず全品目の関税を撤廃(一部では「全品目の8割を即時撤廃、その他品目でも原則10年以内の関税の段階的撤廃」をはじめとする希望的観測?記事あり)

2. 基本方針骨子(11月9日閣議決定)

<方向付け>

- ・TPPは情報収集を進めながら対応し、関係国との協議を開始
- ・「アジア太平洋自由貿易圏実現に向けた閣僚会合」を開催
- ・関税措置のあり方を見直し、透明性の高い納税負担制度への移行を検討

<ステップ>

- ・非関税障壁撤廃に向け、行政刷新会議で11年3月までに税制改革の具体的方針を決定

- ・「農業構造改革推進本部」（仮称、議長・菅首相）を設置し、11年6月をめどに基本方針を決定
- ・中長期的な視点を踏まえた行動計画を11年10月をめどに策定し、早急に実施に移す。

3. TPP 導入の影響試算

○政府試算（10月27日公表）

- ・実質 GDP 0.48～0.65%増（2.4～3.2兆円増）
- ・農業生産4.1兆円減、食料自給率14%に低下、多面的機能3.7兆円減
- ・農業・関連産業につき、GDP7.9兆円減、就業機会340万人減

○農水省試算（10月27日公表）

- ・米生産額減少1兆9700億円、生産量減少率90%
 - 小麦 〃 800億円、 〃 99%
- ・甘味資源作物 〃 1500億円、 〃 100%
- ・牛乳乳製品 〃 4500億円、 〃 バター、脱脂粉乳100%
 - 飲用乳20%
- 牛肉 〃 4500億円、 〃 4,5等級0%
 - 〃 3等級以下100%

○北海道による北海道経済への影響試算

- ・地域経済損失額2兆1254億円、雇用喪失17万3000人
- ・うち農業産出額5563億円減（2008年度対比54%減）
 - 乳業3000億円減を含め農業関連産業全体での損失額5215億円
 - 地域経済の損失額9859億円

4. TPP の問題点

- ・食料安全保障の実質放棄（海外依存、国際分業化）
 - 将来における世界的な食料価格の高騰、食料危機の可能性
- ・日本農業、地域経済への壊滅的打撃
- ・多面的機能の喪失
- ・地域コミュニティの喪失
- ・政局（TPPは、郵政分野開放も含まれる。民主党政権でまとめられるのか？）

5. 構造政策推進等基本課題

- ・これまでの①絞込み農政（自民党）、②ばらまき・黒船利用による自然淘汰農政（民主党）、の超克
 - ・一定の努力を重ねれば展望を獲得できる将来ビジョンの確立
- ・日本農業四つパターン①技術集約型農業（高付加価値、差別化）、②土地利用型農業（水田等の有効利用）、③粗放的畜産（②の変形）、④ライフスタイルの一部としての農業
 - ・三つの方向性①若者の参入、②農地の集積、③持続的生産→①集落営農をはじめとする法人化、②自然循環型農業、③生産者と消費者との連携

6. どう立ち向かっていくか

- ・国民の理解獲得と幅広い連携の推進
- ・消費者と生産者が一体となつての地域農業維持（今こそ CSA）
- ・現金経済への依存度を下げていく（経済至上主義からの脱却）

=国民一人ひとりが自らの食料と暮らしを守っていく→この国のかたち、国土デザイン

※ ついで、本題の「都市農業」の話となりました。

1. はじめに

- ・都市農業の最大の特徴は、日常的に生産者と消費者が顔を合わせることができる
 - 生産者は消費者のニーズを生産に活かせる
 - 消費者は農業への理解を深めることができる
 - ⇒消費者とともに農業を守ることにつながる
 - ⇒都市農業は日本の農業のさきがけとなれる
- 言い換えれば、日本の農業のビジョンを都市農業が示している

2. 都市農業とは

(1) 都市農業の定義・概念

- ・広義における都市農業と、狭義における都市農業がある
- ・農林統計での都市的農業
 - 広義における都市農業に当たる
- ・都市計画法での市街化区域内農地、市街化調整区域内農地
 - 都市計画法での市街化区域内農地が、狭義における都市農業に当たる
 - 都市計画法での市街化区域内農地が、一番の問題点
 - 都市計画法において、指定後10年以内に宅地化することとなっている
 - 都市計画法においては、農地として期待されていない

3. 都市農業の現状と問題点

(1) 日本農業に占めるウェイト

- ・農地面積で全国の27%（05年）
 - 上記は、「都市的地域」の割合
 - 都市的地域としては、ほぼ市街化区域と市街化調整区域を合わせた面積とほぼ同じ
 - ただし、市街化区域と市街化調整区域では、上記に示したようにその対処の議論が変わってくる
- ・農業産出額で全国の31%（同上）
 - 付加価値を生み出している
 - 10アール当たりの農業産出額平均は、全国平均を上回る
 - 東京の農家の場合、直販の比率が高い
 - ただし、農業だけでは都市農業を維持できない。相続税支払いのために農地を切

り売り

また、固定資産税、都市計画税支払いのため、収入の多くは、アパートや駐車場の経営に頼っている

(2) 都市農業の抱える問題点

- ・市街化区域内農地面積の急減
- ・農家所得（農業所得＋農外所得）の減少
- ・過大な相続税負担
 - これが最大の問題点
 - 相続税の納税猶予制度の要件は、終身の農業を求めている。たいへん厳しい
- ・重い固定資産税等負担
- ・均分相続による農地分割と転用

⇒生産緑地（市街化区域内農地保護のための特例的な措置）の要件も厳しい

このため、宅地化農地のままで保有

結局、農地は宅地となる

4. 変わる都市農業

(1) 都市農業の機能

- ・食料安定供給、新鮮・安全安心
 - 距離が近いので
- ・ヒートアイランド現象緩和、災害時の避難場所、水確保
- ・コミュニティ＋居住環境（都市における緑の空間の提供）
 - 屋上農園など

⇒都市農業には多面的な機能が認められる

⇒緑地と農地を一体と捉える「緑農地」の必要性

緑農地（＝都市農地）を国土ビジョンとして位置づけるべき

5. 都市農業が直面する課題

(1) 基本的課題

- ・国土ビジョンの中での明確な位置づけ
 - 緑地と農地を一体と捉える「緑農地」の必要性
 - 緑農地（＝都市農地）を国土ビジョンとして位置づけるべき
- ・税制見直し
- ・縦割り行政の厚い壁
 - 所管は農水省、国交省、財務省、総務省のそれぞれに分かれる
 - 政治の力で動かすしかない
- ・国民の理解獲得

(2) 当面の課題

- ・相続税納税猶予制度の終身営農規定の見直し
- ・相続税納税猶予制度の市街化区域内賃貸借農地への適用
- ・一体的に利用される施設等の農地評価
- ・買取制度の発動

(3) 戦略

- ・都市農業振興（自助）と制度等改正の二正面作戦
- ・広報と一般市民の巻き込み
 - 具体例；川口市の全国都市農地協議会や、横浜市の緑アップの取組みなど
 - 国民の理解獲得のために

6. まとめ

- ・法制度については、税制がからんでいるのが重要なポイント
- ・都市農業の多面的機能やコミュニティ機能を活かしたモデルを作っていく
- ・決め手は、一般市民の理解

質疑応答：

Q1； 緑農地、たとえば公園など、わざわざ税金で買っている状況では？

A1； 緑農地が虫食いの状態。計画的、広域域に行く必要がある。

Q2； マンション住まいなど都市生活者に、都市農業を広げるためには？

A2； 段階的に行く必要がある。たとえば、テーブル・ガーデン、テラス、週末農業

Q3； 50坪の空き地を潜在的な農業をやりたい人に開放したいが？

A3； コミュニティガーデンなど。ただし、農地への税制を切り崩す必要がある

以上